

令和元年度 第2回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日 時：2019年（令和元年）8月20日（火）9：30～正午

会 場：藤沢市役所本庁舎 5階 7-1・7-2会議室

出席者：石渡代表，齊藤副代表，加藤委員，小野田委員，能勢委員，木村委員，  
櫻井委員，島村委員，新城委員，濱坂委員，伏見委員，松井委員，  
三瓶委員，田中委員，船山委員，郡部委員，青木委員，久保委員，  
戸高委員，加藤委員，小林委員，村松委員

計22名

事務局：片山福祉健康部長

福祉事務所長兼生活援護課長（矢後）

地域包括ケアシステム推進室（玉井，三ツ井，佐藤）

子ども家庭課（大庭，大木）

障がい福祉課（池田，松野，加藤，寒河江，鎌田，勝木，竹原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計16名

欠席者：高山委員，志水委員

傍聴者：8名

●開会

- ・あいさつ（事務局：池田参事）
- ・前回欠席者の自己紹介（新城委員，小林委員）
- ・事務局から委員の欠席の確認の後，資料（事前配布した資料1-1から資料4-2まで並びに当日配布資料「見直し検討対象事業」個別票，自分で作る安心防災帳チラシ，認知症講演会チラシ，福祉避難所シミュレーションチラシ及び前回会議議事録について説明。（事務局：勝木）

●議事

- （1）計画検討委員会及び専門部会の実施内容及び実施報告について
  - ・相談支援部会について（田中委員，資料1-2）  
資料のとおり説明。
  - ・進路分科会について（船山委員，資料1-3）  
資料のとおり説明。進路担当の先生から，生活介護の受け入れ先が少ないとの意見あり。（就労分科会は本日午後を開催するため次回報告。）
  - ・重度障がい者支援部会について（齊藤副代表）  
医療的ケア児コーディネーター事業が準備されているが，ハード面及びソフト面

で何が必要で何が不足しているか整理することを大きな目標として、横浜市の多機能型拠点「こまち」を視察する予定。

- ・権利擁護部会について（郡部委員）

意思決定支援について昨年度まで議論と検証を行ったが、今年度は事例をもとに支援方法を考える研修を企画している。また意思決定支援の実践事例報告書を周知するパンフレットを作成中。

湘南台駅改札付近で発生した事例の報告。具体的には、ヘルパー2人で介助中、本人が改札付近の往来を防がない位置に寝そべったため、見守っていたところ、道路維持課中央管理室の方が来て「もっと端に寄ってほしい」と注意した。ヘルパーが「無理に誘導すると、かえって混乱し他害等の危険もある」と説明すると、再度「端に寄ってほしい」と言いながら去っていったとのこと。この事案を藤沢市差別解消地域支援協議会に挙げるよう提案があった。

- ・計画検討委員会について（事務局：鎌田，資料1-1）

資料のとおり説明。

**【質疑応答及び意見】**

- ・意見（事務局：松野主幹）

湘南台駅の件は障がい福祉課でも把握しており、内容を道路維持課に確認中です。もし対応した職員に障がい理解がなかった場合、障がい福祉課から障がい理解に関する講師を派遣することもできると話をしています。

- ・質問（新城委員）

障がいの個人モデルから社会モデルへの転換について、計画検討委員会でどのように検討し見直しをしていくのでしょうか。また、障がいの「がい」の字について、害があるのは個人ではなく社会であるという社会モデルの考え方にに基づき、「害」の字にするべきだと考えているが、その見解についてお聞かせください。

- ・回答（事務局：鎌田主任）

社会モデルへの転換については、今まで計画検討委員会では検討できていなかったと考えていますが、今後の計画策定に向けこの場でご意見いただいた社会モデルの視点を持ちながら検討を進めたいと考えています。

- ・回答（事務局：加藤課長補佐）

「がい」の字については、新城委員のとおり様々な考え方がありますし、資料等からも「障がい」という言葉の意味合いを見直す時期かと思い、改めて考えていきたいと思えます。

- ・意見（新城委員）

具体的に、いつまでにどのような形で検討し、どのようにするのか示してほしいと思えます。

- ・回答（事務局：池田参事）

この場でいつまでというお約束はできませんが、次回以降にそういうスケジュールをお示しできればいいと思っています。

- ・意見（新城委員）

わかりました，結構です。

- ・意見（桜井委員）

私も「がい」の字をひらがなにするのは誤魔化すようなやり方で，納得できない考えを持っています。

- ・意見（齊藤副代表）

「がい」の字については私も資料を作成し，多方面に掲載しています。時系列で考えますと，「碍」の字が多く使われていた時期があり，その後「碍」が常用漢字では無いため当て字で「害」の字が使われた経過があります。新城委員のとおり，今どこに障害があるのかを考え直し，「害」にするのであれば庁内外に障がいの考え方をアピールできることもあるため，ぜひとも検討していただきたいと思います。私も「害」に戻すべきだと思います。

- ・質問（小野田委員）

太陽の家を再整備するという計画は具体的にあるのでしょうか。

- ・回答（事務局：加藤補佐）

太陽の家の再整備については公共施設再整備計画にも記載がありますが，一昨年・昨年度の間に他の公共施設との複合化を議論し，複合化しない意見でまとまったところです。ただ一方で，現在の場所に再整備するか，他の土地に移設するかの議論を平行して行っています。今年度は夏に太陽の家の利用者向けアンケートを実施済みで，その集計結果を検討しています。

（２）次期障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定スケジュールについて

- ・事務局から資料２－１及び資料２－２について資料のとおり説明。（事務局：鎌田）

**【説明要点】**

２０１９年４月から２０２０年１月までは事業所向けの聞き取り調査を，その後２０２０年８月までは市民向けの聞き取り調査をそれぞれ行う。

**【質疑応答及び意見】**

- ・質問（久保委員）

資料２－２は対象団体に入っていないと答えられないのでしょうか。パブリックコメントで答える形なののでしょうか。

- ・回答（事務局：鎌田主任）

こちらの聞き取り調査は記載の１２団体を対象としていますが，来年度に実施する市民の方を対象としたアンケートでお答えいただくチャンスがある可能性があります

ます。またパブリックコメントも参考にさせていただきます。

・質問（久保委員）

教育や保育に関しては困りごとの中に含まれますか。

・回答（事務局：鎌田主任）

団体によって困りごとは違ってくるとは思いますが、教育についての意見が入ってくる可能性は十分あるとは思っています。

・質問（新城委員）

聞き取り調査項目を読むと、障がいの社会モデルの視点があるのか疑問です。差別解消法の前後で計画策定のための聞き取り内容や項目は変えて調査をすることが検討されているのか説明をお願いします。

・回答（事務局：鎌田主任）

聞き取り項目につきましては、最終項目として確定していないため、計画検討委員会で社会モデルの視点を検討できるといいと考えています。

・質問（新城委員）

聞き取り調査もアンケートも、誰か社会モデルの視点で集計・分析を行うのでしょうか。

・回答（事務局：鎌田主任）

まだ業者は決定していませんが、今後専門業者を公募しご協力いただきます。その際、社会モデルの視点を盛り込み公募と選定をしていければと考えています。

・質問（櫻井委員）

緊急時における不安の緊急時とは、夜間の発作などの場合か、災害発生時か、一緒なのか別なのかを確認させてください。

・回答（事務局：鎌田主任）

災害、家庭の事情も含めた緊急的なこと全体をまとめて指していますが、回答を分析する際に分けて整理します。

・意見（櫻井委員）

文章や括弧書きで、情報をもっと細かく入れてほしいと思います。

・回答（事務局：鎌田主任）

実際にお話を伺う際、今ご指摘に合ったとおりに具体的な内容が分かりやすく皆様にお答えいただけるようにはしていきたいと考えています。

・意見（村松委員）

対象団体について、難病の団体が今年2団体となり、増えた団体は神経難病の患者会で障がい福祉サービスをより利用していますので、それを考慮して対象団体についてご配慮をお願いします。

・回答（事務局：鎌田主任）

課内でもう一度検討し直します。

・質問（櫻井委員）

齊藤委員にお聞きしますが、ヘルパー事業所の労働組合みたいなものはありますか。もし事業所の経営者等に忖度し意見を言えないといったことある場合、労働組合があり入っていただければ解消されるのでは、と思いました。

・回答（齊藤委員）

私の知る限り藤沢市内で組合を持っているところはありません。

（3）今後の相談支援体制について

・事務局から資料3について資料のとおり説明。（事務局：鎌田）

【説明要点】

6 ページ、身近で総合的な相談窓口を作ること、地域の連携強化を目的としている。

11 ページ、今後の動きとして9月頃までに各市民センター等に説明を行い、その後各会議で意見交換を実施する。

今日は委員の皆さんの視点から期待や不安、新体制実現のための工夫などの意見をいただきたい。

【質疑応答及び意見】

・意見（久保委員）

支援を受けていない状態ならこの総合相談窓口を利用する、その後細かくハローワーク等の窓口を利用する、といったフローチャートにしていただけるとわかりやすく助かりますので、ぜひ取り組んでいただけるようお願いします。

・意見（村松委員）

難病患者について記載が無いのは障がい者全体から見ると少ないからと想像が付きませんが、その方がどこに行けばいいのか、どのような相談を受けられるかをわかりやすくしていただきたいと思います。特に高齢者の難病患者は難病の言葉がないと相談していいか迷いが必ず出てくると思いますので、ぜひ入れてください。

・質問（島村委員）

8 ページに「高次脳機能障がいと発達障がいと重度心身障がいを除く」とありますが、これは連携して繋げていただけののでしょうか。また最初の窓口で次に行く窓口を教えられ、もし行けない場合は最初の窓口の別室等で専門的な相談が受けられるなどの仕組みがあれば更にこの窓口が活用されると感じました。

・回答（事務局：加藤補佐）

おっしゃるとおり4窓口から連携して全体をカバーしますし、必要に応じて他地区の窓口と同席したり訪問したりといった体制も今後整えていきたいと思っています。

・意見（事務局：吉田所長）

目標はどの窓口でも適切な場所に繋がる相談体制ですので、各地域の相談が漏れないよう連絡・連携できるネットワークを地域の中に作ると認識していただければと思います。

・質問（櫻井委員）

市役所の障がい福祉課でも変わらず相談できるのでしょうか。また、4窓口で手話通訳者か要約筆記が必要な場合、事前予約が必要なのでしょうか、その場合はメールアドレス・ファクス番号等の掲載をお願いします。

・回答（事務局：加藤補佐）

障がい福祉課の相談機能は継続します。また窓口はいつでも誰でも相談できる窓口を想定していますが、込み入った相談や各通訳等が必要な相談は予めの連絡が必要のため、メールやファクス等の通信手段は確保していきたいと考えています。

・意見（齊藤副代表）

専門相談の3か所の管轄の方の相談はすぐ専門相談に渡すのではなく、受けた窓口がまず受けるという前提を明確にする必要があります。相談支援事業所同士の関係が悪くなったり、専門相談の対象者が何人いるか不明かつ今後増えるという人数の問題もあったり、相談したけれど違う窓口で相談したいという希望を叶えたりすることも考えると、専門相談の対象者でも全てを任せるのではなく、改めて専門相談、基幹相談を含めたあり方、関係性を整理し明確にすることを考えてください。

・質問（木村委員）

障がい児の相談窓口にもなるのでしょうか。また障がい児のいじめなどの地域の問題が起きた時に学校を巻き込んだ相談をしても良いのでしょうか。

・回答（事務局：鎌田主任）

障がい児の相談も受けて適切な相談に繋ぐ機能を持ちます。いじめ等の個人のケースへの取り組みは、誰が支援の中心となるかは、ケースによって異なると思いますが、地域で連携し支援チームを整えるようになっていくと思います。

・意見（郡部委員）

社会福祉法の改正後、地域の広域的な事業を行う責務があり、6月1日から42法人92事業所でなんでも相談窓口を開設しました。ぜひ一緒に連携したいと思いますので、ご紹介いたしました。

・意見（戸高委員）

9ページの図に障がい福祉課も相談窓口として機能が残ることをわかりやすく描きくこと、また障がい福祉課から他の担当部署に連携が取れる仕組みを作ることが必要だと思います。

#### (4) 将来の不安に関するアンケートについて

- ・事務局から資料4-1及び4-2について資料のとおり説明。(事務局:吉田所長)

##### 【説明要点】

資料4-2の案について、記入者が本人か家族かを明確に書くようにし、また将来の不安を分類し丸を付けるようにした。

裏面の自由記述欄は現在の有無に関わらず、例えば「成年後見制度が使いづらい」「金銭管理をなかなかやってもらえない」などの手厚くしてもらいたい支援を記述していただき、集計し各委員にデータで配布する。必要であれば紙も配布する。

その後、各団体(限られた2~3団体の予定)で10名前後、1時間から1時間半程度の時間で聞き取りの機会を設けたく、その承認を今日いただきたい。

##### 【質疑応答及び意見】

- ・質問(久保委員)

アンケート案の父母だけ10代から90代まで記載がある理由と、100歳以上の方はどのようにかけば良いのか、お聞かせください。

- ・回答(事務局:吉田所長)

父母だけ10代から90代まで記載がある理由については、相談支援部会で様々な意見をいただきながら作成したため明確に把握していませんが、若い世代の父母か、高齢で介護保険対象に近い父母かで内容が異なるのではという意図があります。100歳以上の方は、90代を90代以上と変更しそちらに記載していただきます。

- ・質問(久保委員)

結婚、恋愛、出産といったことも課題として将来の不安に繋がると思いますが、いかがでしょうか。

- ・回答(事務局:吉田所長)

結婚、恋愛、出産等は今まで課題として取り上げられていませんが、現場ではその相談が増えていきますので、どこかで議論し課題にしたいと思っています。

- ・質問(新城委員)

調査対象者は団体でしょうか、個人でしょうか。藤沢市視覚障害者福祉協会は調査対象でしょうか。

- ・回答(事務局:吉田所長)

基本的には個人が対象です。また藤沢市視覚障害者福祉協会を通じて各人に情報を届けていただくとよいと思います。

- ・意見(新城委員)

項目が漠然としていて、何を聞いているのかがわかりづらいため、わかりやすい作りしてほしいと思います。

・回答（事務局：吉田所長）

どのようなことをお聞きしたいのか、できる範囲の中で例を示すように修正し、また改めて皆さんにお見せいたします。

・質問（櫻井委員）

例えば父親が18歳で子どもが障がいを持っている場合、子どもは回答できないため、親が回答する。子どもと親が両方回答できる場合、両方が対象となるということでしょうか。

・回答（事務局：吉田所長）

そのとおり、場合により誰が回答するか違うため、設問1で記入者が誰かを書いています。

・意見（櫻井委員）

父母が10代、20代、30代と並んでいるように本人も並べた方が良いのではないのでしょうか。

・回答（事務局：吉田所長）

ご意見のとおり、本人も年代を並べる書き方に統一します。

・意見（島村委員）

「親亡き後」から「将来」と表現が変化したことで、何のための調査なのかがぼやけてしまったと感じます。

・回答（事務局：吉田所長）

親亡き後に限定するのか、将来にするのか紆余曲折があり将来となったもので、回答を分析する際に親亡き後の課題や近い将来の課題を抽出したいと考えています。

・意見（島村委員）

紙だけでアンケートを集計するのは古いので、インターネットで性別や年代、自由記述を入力できるようなウェブアンケートの検討をお願いします。

（5）その他

・事務局から資料「見直し検討対象事業」個別票について概要説明。（事務局：松野主幹，池田参事）

【説明要点】

藤沢市行財政改革2020実行プランに基づき8月2日に開催された行財政改革特別委員会にて、障がい福祉部門から4事業が見直し対象事業と選定された。この個別票はその委員会で提出された資料。

ただし廃止または縮小するものでなく、限られた予算の中で障がい者の支援を充実する目的のため時代と共に変化したニーズに対応するよう見直すもの。

今回は情報提供で、次回以降議論しながら考えていきたい。

【質疑応答及び意見】

・意見（戸高委員）

個別票だけではなく、先ほど口頭で説明があった行財政改革の検討が行われている旨の前文を入れていただきたい。

・質問（新城委員）

昨年度質問してきた障がい者の水増し問題について、藤沢市の障がい種別ごとの雇用率等の説明は前回の総合支援協議会でありましたか、ご説明をお願いします。

・回答（事務局：加藤補佐）

平成30年6月1日時点で市役所が雇用している障がい者の方の人数は、48名。そのうち、身体障がい者手帳所持者が38名。療育手帳所持者が4名。精神障がい者保健福祉手帳所持者が6名。身体障がい者手帳所持者のうち、肢体不自由の方が19名、内部障がいの方が13名、聴覚障がいの方が6名で、視覚障がいの方は現在0名でした。視覚障がいの方は以前在籍していたが、既に退職されたとのことでした。

・意見（新城委員）

次回で構いませんので、視覚障害等の障がい種別で雇用0のところについて今後の雇用対策や促進について藤沢市の考えを次回総合支援協議会で回答をお願いします。

●閉会